

就業を阻む欠格条項の問題、サポートを得て働くことについて

白井久実子（障害者欠格条項をなくす会・READ）

—寄せられた声から—

幼いときから看護師になろうと思ってきて、地元の看護学校を受験して合格した。入学に際しての面接で聴覚障害があることを伝えたら、学校から入学辞退を求められ、別の遠隔地の看護学校を受験して入学した。入学後、国家試験を受験できるかどうか指導教員に相談するなかで、その学校には聴覚障害学生の修学をサポートする姿勢がないことがはっきりした。退学して四年制大学看護学部をめざして勉強中。

（補足） 欠格条項を見直した 2001 年の法改正以降、聴覚障害学生が在籍する医療系の大学等は倍増。看護学部・学校に入学する人は、その中でも多数を占めている。だが、調査(p3 参考文献参照)によると、看護学部の 66%が「特に配慮はしていず、学生自身の努力に任せている」と回答しており、手話通訳・ノートテイク・パソコン文字通訳の実施は皆無である。いくらかの聴力がある人の場合も、集団の議論や実習は、音声言語と補聴だけではそもそも無理なこと。見て確認できるかたちでの情報アクセシビリティが不可欠で、国のレベルからも積極的に支える必要がある。

1. 就業の手前にある障壁について

・長年の障害当事者運動を背景に、1993 年障害者新長期計画に「4つの障壁の除去」が掲げられた。欠格条項については「法制度の障壁の除去」の課題としてさまざまな取り組みが民間でも政府でもおこなわれて、全廃されたもの、従来に比べて可能性が開けたものもある。しかし現在も相対的欠格条項が多数残されている。→p2

・障壁は法律のみではなく、受験資格や、聴力・視力などの一律的な検査基準にもある。

（例）2009 年度に 47 都道府県のうち 45 都道府県が実施した、身体障害者対象の職員採用試験で、41 都県までが、通勤と職務にサポートがいらぬことを受験資格に定めている。

点字で受験できると明記しているのは 20 道府県、手話通訳の必要を受験申込書で聞いているのは 22 道府県にすぎない。

（例）交通局運転免許課の委託調査からも、自動車や二輪の普通免許は聴力不問の国が殆どで、視力についても個別アセスメントがおこなわれており、視力検査値だけを交付基準にはしていない。

しかし、日本では一律的に「障害があれば危険の恐れがある」とみて制限している。

・受験資格には制限がない場合でも、試験における合理的配慮がないことが一般的。点字・音声 PC ・手話通訳・文字通訳などの必要な配慮を求められても、提供を認めていない試験が少なからずある。

・こうした障壁で修学や就業、社会的活動を阻まないように、合理的配慮の提供を普遍化するように、障害者権利条約批准にふさわしい差別禁止法をつくること、その過程で現在の法制度にある差別も一掃することが必要。同時に、基本的かつシームレスなサービスの基盤となる総合福祉サービス法制定にむけた検討が重要なものになっている。

最新調査から 443 の法律に障害者欠格条項

欠格条項の内容	対象	数	例
資格を認めない・ 認めないことがある [228]	成年被後見人・被保佐人のみ	128	公務員、馬主
	成年被後見人のみ	18	選挙権・被選挙権
	心身の障害	69	行政書士、通訳案内士
	精神の機能の障害、精神の著しい障害、等	56	船員、狩猟
	視覚や聴覚の機能の障害	27	薬剤師、医師
もっている資格を取り消す・ 取り消すことがある	「心身の故障」、成年被後見人・被保佐人、 何らかの障害	344	各種の委員会の委員、 法人役員、学校教員
資格や免許に限らない権利の制限	さまざまな権利制限	35	精神病院の入退院の自 己決定、遺言の立会人

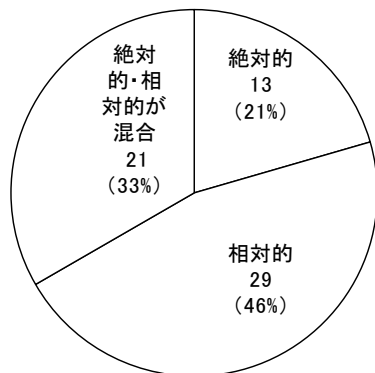
相対的欠格は、「免許を与えないことがある」等として、行為や仕事ができるかを障害との関係で審査するもの。特定の病気や障害についての欠格条項の新設は、2007年以後は見あたらず、1999-2004年当時の見直しで相対的欠格となったものが、ほとんどそのまま存続している。成年後見に関する欠格条項と「心身の故障」などの取得後の欠格条項は、法律の新設・改定時に、似た法律からコピーされ増加している。

2009年9-12月の総合調査から計数。重複があり単純合計と443は一致しない。
情報元: <http://www.dpi-japan.org/friend/restrict/shiryo/data/data2009.html>

政府見直し対象 63 制度について

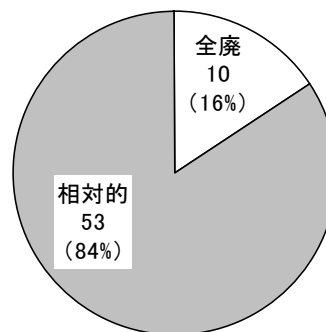
政府が1999年に見直し対象とした63制度に限っても、53制度が相対的欠格として残されている。

あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師、医師、医薬品等の一般販売業等、医薬品等の製造業等、一般労働者の就業、衛生管理者・作業主任者・クレーン等の運転、家畜人工授精師、火薬類取扱い、改良住宅への単身入居、海技試験（自衛艦）、海技従事者国家試験（一般船）、外国人の上陸制限、義肢装具士、救急救命士、警備員の制限、警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者、警備員等、警備業、けしの栽培、建設機械施工、言語聴覚士、公営住宅への単身入居、航空機乗り組、国家公務員の就業、指定射撃場の設置者及び管理者、視能訓練士、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、自動車等の運転、狩猟、柔道整復師、獣医師、診療放射線技師、水先人、船舶乗務のための身体検査基準、通訳案内業、鉄砲又は刀剣類所持、動力車操縦者運転、特定毒物研究者、毒物劇物取扱責任者、美容師、保健師、助産師、看護師又は准看護師、放射性同位元素等の使用、販売等、放射性同位元素又はこれに汚染された物の取扱い並びに放射線発生装置の使用、麻薬の輸入等、無線従事者、薬局開設許可、薬剤師、理学療法士・作業療法士、理容師、臨床検査技師・衛生検査技師、臨床工学技士



見直し以前 2000年

→



見直し以後 2009年

2. 働くうえで

・「障壁をなくす」ことは入口にすぎない。学校に入学しても、免許を交付されても、それが修学や就業を保証するわけではない。しばしば、障害を直接・間接の理由として、採用拒否がおこなわれ、業務を遂行するうえで必要な調整や配置変更などの合理的配慮が提供されていない。

・地域によっては、20年以上前から「援助者をつけて一般の統合的な職場で働く」実践がある。仕事の調整工夫、同僚や上司とのコミュニケーションの橋渡しなど、それぞれの人にあったサポートが、不可能と考えられていたことを可能にしてきた。

・自治体単位の制度や個別的な努力に委ねられてきたものを、普遍的なものにするには、差別禁止法と、生活介助・情報アクセスなどを包括的に保障してサポートを得ながら働くことを支える制度と、それを実現するための予算配分が必要である。

・就業率と収入において障害者の低さは明らかだが、障害者のなかでも女性は極端に低い。政策立案の前提は実態の可視化であり、ジェンダーの視点や複合差別の視点からも分析と提言ができるような調査統計情報データの公開は不可欠。→p4

3. 社会の展望との関係で

・「情報」を例にとると、情報が届かない状態におかれた人には、社会的諸関係の貧困と萎縮がもたらされている。情報の取得・発信・コミュニケーションを双方向でできるようにすることによって、その人と周囲の世界は格段に豊かになる。

・文字・音声を相互に変換するなど、障害がない人にとっても広く役立つ技術を、インフラとして整備していくならば、雇用の創出やインフラの活性化、多様な人がそのもつ力を出し合える社会につながる。

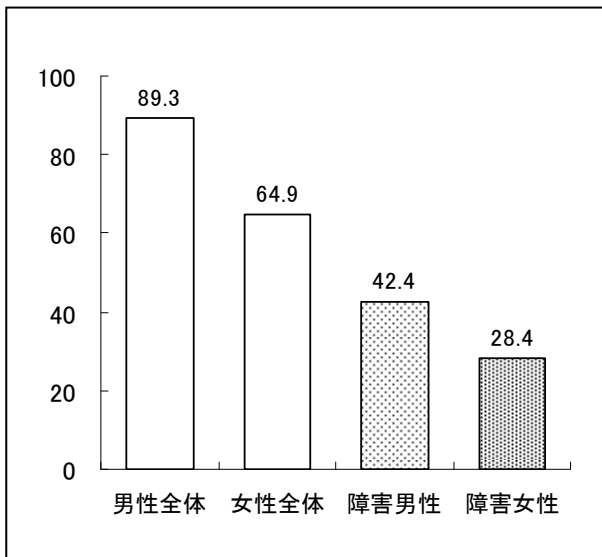
・新年度の「障害保健福祉関連」予算からは、在宅や施設での生活、隔離分離のうえでの「保護」に、相当な部分が配分されている。→p4

・省庁ごとに縦割りで決められてきた仕組みからの転換、基本的なニーズに立脚する予算への根本的な組み替えが必要。とくに、修学・就業・社会的活動の前提条件となる基本的なサービス・人的サポートに重点配分することが、現状を変える力になる。

参考文献など

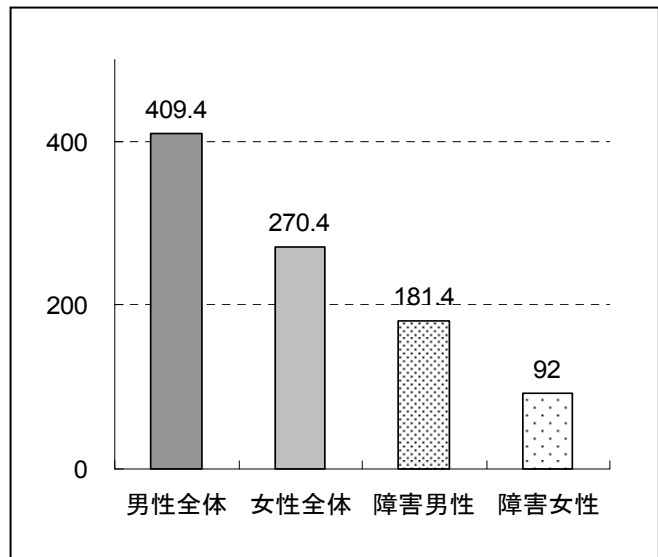
- 里見和夫 1988 「資格制限される精神障害者」『季刊福祉労働 40号』現代書館
田中邦夫 1997-1998 『人権と障害者－保障と障壁(1)(2)(3)』レファレンス 556、560、570 国立国会図書館調査立法考査局
臼井久実子 (編著) 2001 『Q&A 障害者の欠格条項』明石書店
瀬山紀子 2005 「公営住宅の現状と課題」『作業情報ジャーナル』39(7) 三輪書店
臼井久実子・瀬山紀子 2008 「障害者欠格条項の現状と課題」障害学会『障害学研究4』明石書店
社会福祉法人全国手話研修センター 2009 「医療系大学等における聴覚障害学生への講義保障のための調査研事業報告書」
瀬山紀子・臼井久実子 2009 「障害女性の働くことと生きることをめぐる諸問題」東大フォーラム
障害者欠格条項をなくす会ウェブサイト <http://www.dpi-japan.org/friend/restrict/>

「仕事あり」の率 単位：%



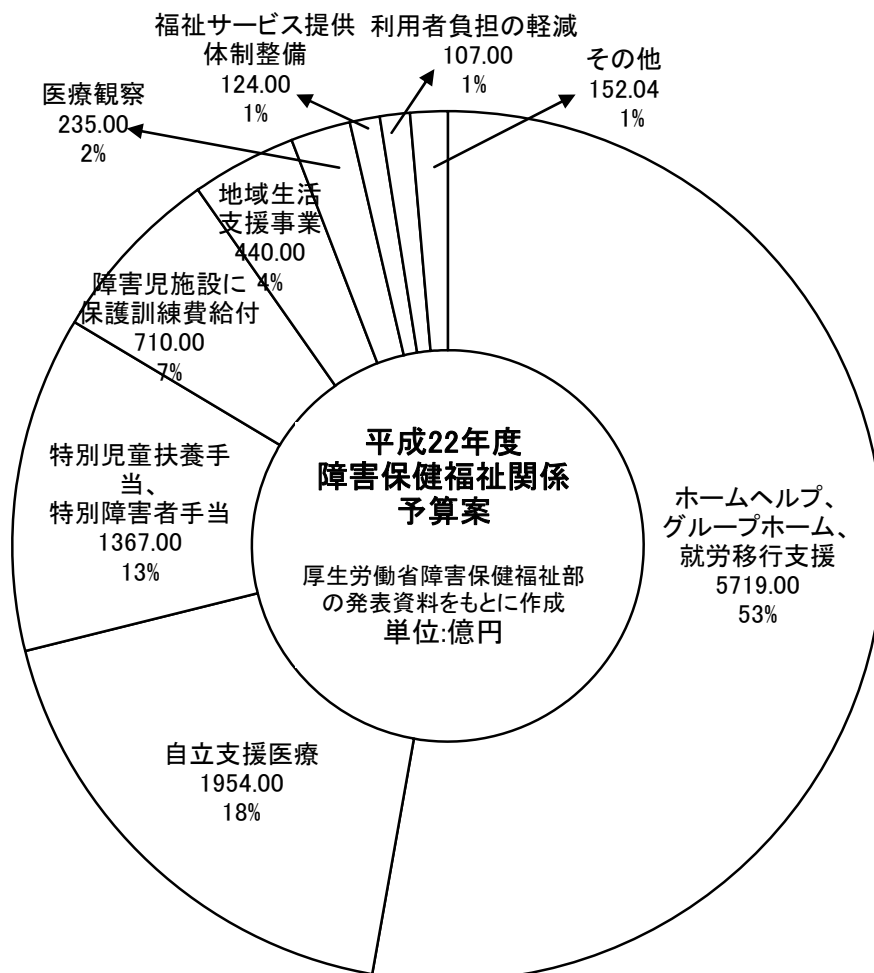
単身世帯の年間所得 単位：万円

賃金、工賃、年金、手当等も含む



『障害者生活実態調査』(勝又幸子・他 2008『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究 平成 17-19 年度調査報告書・平成 19 年度総括研究報告書』国立社会保障・人口問題研究所) より作成。「男性全体」「女性全体」は総務省の就業構造基本調査、全国消費実態調査による。

2010 (H22) 年度 障害保健福祉関係予算案から 単位：億円



点字実施20道府県のみ

身障者枠公務員試験

民間団体調べ

身体障害のある受験者に限定した都道府県の公務員採用試験（特別枠）で、点字受験を認めているのは半数以下の20道府県しかないことが、「障害者欠格条項をなくす会」（東京都）の調査で分かった。既に毎日新聞の調査で、政令市と県庁所在市など計51自治体の一般事務職試験で点字受験できるのは6割未満と判明。身体障害者向けに限った試験でも、多くの自治体が視覚・聴覚障害者の受験を制限している実態が明らかになった。

（8面に関連記事）

調査は、各自治体の 者対象の職員採用試験の方法で実施。特別枠が対象。公式ホームページに公 案内など（一部に学校 試験がない群馬、富山 開されている身体障害 事務を含む）を確認す 両県を除く45都道府県

（障害者欠格条項をなくす会調べ。一部に学校事務を含む）

- 北海道 手島 木葉川 野重 賀阪 庫山 根岡 崎本 分崎
- 手島 手島 福千 神長 愛三 滋大 兵奈 和島 福長 熊大 宮
- 点字 森手 城田 玉葉 川岡 都阪 庫山 知岡 崎本 崎島 繩
- 点字 北青 岩宮 秋崎 千神 静京 大兵 和福 高福 長熊 宮鹿 繩 沖

◆点字受験できると明記、手話通訳者に関する記述がある道府県◆



- が対象。点字受験ができることを明記しているのは、北海道▽青森▽岩手▽宮城▽秋田▽埼玉▽千葉▽神奈川▽静岡▽京都▽大阪▽兵庫▽和歌山▽高知▽福岡▽長崎▽熊本▽宮崎▽鹿
- 児島▽沖繩の計20道府県。一方、東京▽長野▽奈良など多くの自治体が受験資格に「活字印刷文に対応できる」と明記し、視覚障害者を制限している。
- また、手話通訳者の要・不要を問うなどの記述が確認できたのは22道府県のみ。徳島、

愛媛両県は受験資格に「口頭による試験に対応できること」などと明記して手話通訳を認めず、それ以外の自治体も大半は手話通訳を想定していない。同会事務局長で聴覚障害のある白井久実子さんは「活字の文字や音声の言語を扱えない人は、仕事ができないという思い込みが極めて強いのではないか。明らかに差別で、是正

すべきだ」と話している。【遠藤哲也】障害者の権利に詳しい佛教大社会福祉学部の中田智恵海教授（障害者福祉）の話、障害者の種別によって採用で門前払いをするのは言語道断だ。障害の有無を超えて共に暮らし、働くことを目指す共生社会の流れに逆行する。障害に基づく差別を禁じた国連の障害者権利条約の批准と国内の法整備が急務だ。

5頁の続きの記事。
 学校や職場や生活上の介助や情報アクセスを保障する通訳など、場面・場面で切り刻まずに、個人をトータルにサポートできる制度が求められている。

全盲の岡崎学さん（左）の仕事をサポートするワークアシスタントの増田宏美さん
 ー神奈川県庁で、塩入正夫撮影



職場介助者と二人三脚

神奈川県庁

先進的取り組み

「障害者雇用は責務」

点字による受験を認めていない自治体が多いことが判明した地方公務員の採用試験。一方で、点字受験を認めるだけでなく、採用後に仕事を手助けする「ワークアシスタント（職場介助者）」を配置する自治体もある。「これなんだっけ」。「医療機関の一覧です」。

ね。神奈川県庁（横浜市）の健康増進課では対策室。全盲の職員岡崎学さん（51）の問い掛けに、隣席のアルバイト職員増田宏美さん（33）が笑顔で答えた。増田さんは岡崎さんをサポートし、回覧や書類などを読み上げて伝えるのが主な仕事だ。

岡崎さんは病気で高校生のころ、ほぼ全盲に。大学に進み、同県の職員採用試験を点字受験して合格、82年春に一般事務職として初めて採用された。当初からアシスタントが付き、増田さんとのペアは01年から。今の職場では、パソコンや点字で記録できる機器を使い、たばこの書を啓発するリーフレットの作成などを行っている。

増田さんは「岡崎さんの仕事がスムーズに進むように、文書を読んだり読むように心掛けています」と言い、岡崎さんは「アシスタントは（私の）目の代わりをしていただく。自分の能力を発揮できる可能性が生まれたことがうれしい」と話す。

障害者雇用促進法に基づき同県の障害者職員の雇用率は3・41%（法定は2・1%）で全国1位。障害のある職員247人（重度はダブルカウント）のうち49人が視覚障害で、全盲と強度弱視の6人に各1人ずつワークアシスタントが付いている。同県人事課の仲谷政二郎課長代理は「障害者の雇用は行政の重大な責務。ワークアシスタントも当然の配慮で、今後も障害のある職員の職域拡大に努めたい」と話す。

全盲の職員への人的サポート体制は京都府などにもあるが、限られている。全国64団体が加盟する障害者団体「DPI（障害者インターナショナル）日本会議」（東京都）副議長で全盲の楠敏雄さんは「職場介助は必要不可欠な支援だ。各自治体は率先して取り組んでほしい」と話している。【遠藤哲也】

点字の交
 生誕200年